三十四　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）
三十五　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）
三十六　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第十五条の十三を除く。）
三十七　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）
三十八　農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十六年政令第二百五十号）
三十九　勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）
四十　林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和五十一年政令第百三十一号）
四十一　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）
四十二　農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）
四十三　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（第十一条の二第一項を除く。）
四十四　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）
四十五　長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）
四十六　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）
四十七　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）
四十八　特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百四十号）
四十九　国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）（第三十条第一項第五号ロを除く。）
五十　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（第五条を除く。）
五十一　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）
五十二　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第十三条の三、第二十五条、第三十二条、第三十八条の五及び第四十二条を除く。）
五十三　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）
五十四　スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令（平成十年政令第三百六十三号）
五十五　破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法施行令（平成十年政令第四百四号）
五十六　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）
五十七　確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）（第四十四条第二号ロを除く。）
五十八　独立行政法人農林漁業信用基金法施行令（平成十五年政令第三百四十四号）
五十九　利息制限法施行令（平成十九年政令第三百三十号）
六十　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令（平成十九年政令第三百三十一号）
六十一　株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）（第三十三条第一項の表農林水産大臣の権限の項を除く。）
六十二　電子記録債権法施行令（平成二十年政令第三百二十五号）
六十三　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律施行令（平成二十二年政令第百八十三号）
六十四　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）
六十五　産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）

2　法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
更生特例法第二条第七項	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等（	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）附則第三十三条第二項の規定により適用する農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号。以下「貯金保険法」という。）第二条第二項に規定する貯金等（再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が受け入れたものに限るものとし、
更生特例法第二条第九項第一号	銀行、	再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社については、農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、
更生特例法第三百四十二条の表第百九十九条第二項第五号の項	協同組織金融機関	農林中央金庫
更生特例法第三百四十二条の表第二百六十一条第三項の項	信用金庫	農林中央金庫
更生特例法第三百四十三条第一項	合併転換法第二条第四項に規定する吸収合併	再編強化法附則第三十条第一項の合併
	信用金庫	農林中央金庫
更生特例法第三百四十三条第一項第二号	協同組織金融機関	農林中央金庫
更生特例法第三百五十条第二項	合併転換法第二十一条、第二十三条（登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知に係る部分を除く。）及び第二十六条	再編強化法附則第三十条第二項の規定により適用する再編強化法第十二条及び第十二条の二
更生特例法第三百八十四条及び第三百九十条第一項	預金保険機構	農水産業協同組合貯金保険機構
更生特例法第三百九十一条第五項ただし書	預金保険法第五十八条第一項	貯金保険法第六十条第一項
	同法	貯金保険法
更生特例法第四百二条第一項	預金保険法	貯金保険法
	同法第百二十七条	貯金保険法第百十一条
	預金等の払戻し	支払対象貯金等の払戻し